

第1回 紅麴関連製品に係る事案の健康被害情報への対応に関するワーキンググループ (オンライン会議、議題(1)のみ公開)

日時 令和6年9月18日(水)
17:30 - 18:30

議事要旨

出席者

構成員：五十音順、敬称略、◎は座長

◎曾根博仁、塚本和久、西崎泰弘、山縣邦弘

厚生労働省

森田食品監視安全課長、三木食品監視分析官、田邊企画官、飯塚食中毒被害情報管理室長、九十九課長補佐、佐野課長補佐、宮北課長補佐、吉原室長補佐

議題及び概要

- (1) 紅麴関連製品に係る事案の健康被害情報への対応に関するワーキンググループの設置について
 - ・ 事務局より、本ワーキンググループに関する説明が行われた。
 - ・ 座長は、曾根委員とされた。

- (2) 小林製薬株式会社の紅麴を使用した機能性表示食品(3製品)に係る健康被害情報への食品衛生法上の措置の要否について
 - ・ 今回のワーキンググループでは、大阪市が実施した調査のうち、令和6年8月15日までに、厚生労働省に調査が終了した旨の報告があった58例の死亡例を扱った。
 - ・ 以下の①及び②を満たす6例を基に、食品衛生法上の措置の要否を検討した。
 - ① プベルル酸が含まれる令和5年7月以降に出荷された製品を喫食した可能性が高い者
 - ② 近位尿細管障害を含め、何らかの腎障害がある又は疑われる者
 - ・ 原因究明の結果、プベルル酸には腎毒性が確認されていることから、プベルル酸を発生させない製造条件や、プベルル酸に係る規格基準等の要否について検討していくことが必要ではないかとされた。
 - ・ 引き続き、必要な情報を収集すること、再発防止のための知見を蓄積していくことが重要とされた。

(3) その他
特になし